

## 体罰根絶に向けた基本方針（案）

平成6年（1994年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の趣旨を踏まえ、尼崎市における体罰の根絶に向け、以下の通り「体罰根絶に向けた基本方針」を定めます。

なお、体罰とは、学校や家庭で行われる、罰を与えることを目的として、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為であり、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

### 1 基本理念

(1) 体罰を許しません。

「体罰は人権侵害であり決して許さない」という共通認識を持ちます。

(2) 子どもを尊重します。

子どもの意見を尊重し、子どもにとって何が最も良いことを考え、行動します。

(3) 暴力の連鎖を断ち切ります。

体罰では正常な倫理観を養えず、おしり力による解決志向を助長します。体罰を根絶し、暴力の連鎖を断ち切ります。

### 2 基本方針

(1) 尼崎市及び尼崎市教育委員会（学校園を含む。以下、同じ。）は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰に関する知識を学ぶ機会を設けるなど、体罰を容認する風土の一掃に努める。

(2) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、親や教員等が子どもたちと向き合い、体罰によらない指導ができるよう環境を整え、また、親や教員等をサポートするための取組を推進する。

(3) 尼崎市及び尼崎市教育委員会は、子どもに関わるすべての大人及び子どもたちが、体罰を知ったときには、直ちに通報できる仕組みを構築する。

(4) 尼崎市は、子どもの権利を擁護し、子ども主体の社会づくりを目指すために「子どもの権利擁護の第三者機関」の設置を検討する。

(5) 尼崎市は、これらの取組を尼崎市子どもの育ち支援条例に位置付け、そのために必要な財政的・人的措置を行う。

尼崎市及び尼崎市教育委員会は、これらの取組を地域住民、保護者、その他子どもに関わるあらゆる機関と緊密に連携し、推進するものとします。